

広報 やいづ

No. 128

昭和35年9月1日発行

昭和35年6月21日
第3種郵便物許可
毎月1回1日発行

発行所 焼津市役所

編集兼
発行人 増井弘

印刷所 蔦田印刷所

定価2円



おじいさん
おばあさん

お=し=あ=わ=せ=に

—9月15日は「としよりの日」—

九月十五日は「としよりの日」です。この日から一週間はおとしよりの福祉と、健康で楽しい毎日がおくれるようになる運動が展開されます。多くのおとしよりの中には、身寄りのない人たちもあり、焼津市にも老人ホームがあつて、このような人々たちを保護しています。ともすれば世の中から置き去りにされそうな人々たちをたすねてみましょう。

余生を施設で憩う「おとしより」

焼津市の老人ホームには現在二十三人（男六名、女十七名）のおとしよりがおります。これらの人たちの一日の生活をお知らせしましょう。

食事：おとしよりにとって、食事ほど楽しいものはありません。それで専門の調理士がいて、季節のものを多くとり入れ、三度三度の献立調理に工夫をこらし、おとしよりによるこぼれる給食をしています。

保健衛生：ホームには診療所が併設されており、週二回嘱託医が勤務、また常勤の看護婦が病気の予防と診療にあたっているおかげで、おとしよりの健康はまもられています。

教養娯楽：社会からとりのこされないように、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌などをきいたりみたり、また、時には慰問の人たちが、演芸

や奉仕などしてくれるのでおとしよりは心をやわらげられます。

作業その他：ともすれば孤独になり勝ちですので、集団としての日課を定め、規律

ある生活にせいしむようになされています。作業などはその人の経験や能力に応じて行なうよう指導されていますので、日々に変化がもたれます。

ホーム長談「日本の家族制度が次第に変わり、親と子の関係や考え方が変わりつつあり社会の養老施設に対する関心が深まってきたようです。こうした養老施設は、きびしい社会との戦いを終った老人たちの静かないこいの場所であると思います。ホームの参観はいつでもできますからご遠慮なくお出かけください。」

スポット

二百十日の由来

昔から、わが国の一年のうちで厄日は二百十日とされている。毎年九月一日か二日（今年は一）立春の日から数えて二百十日目に当る。この日さえおだやかに過せば、まず安心といわれていた。ちよつどこのころは全国的に稲の開花期で、気象学的にもいちばん暴風雨の多い時期である昔は大臣がこの日の天候を宮中に報告したものである。

二百十日がわが国の歴にあらわれたのは今から約二百七十年前の貞享年間である。当時、暦の学者として有名だった安井春梅が、この日、船をやって沖につりに出ようとしたところ老船頭が「きようは立春から二百十日目に当る。いままで五十年間ためしてみたところによると二百十日目か二百二十日目にはきつと暴風雨がきている」と忠告した。朝のうち晴れていた海が午後から荒れだした。安井はつりをとりやめて帰ったが、いろいろ研究して一つのデータを作り、幕府に進言して、この日を暦の上に書きこむようになったといわれる。

焼津港郵便局(から)開局

港周辺の利便をはかる

最近急速に発展する港周辺の利用者や、外来船の入港者が便利のように、郵政省は中港町三九〇の二番地(赤阪鉄工事務所裏側)に港郵便局を



新築し、九月一日から開局しました。当局では近隣の人たちの利用を望んでいます。
【写真・開局した港郵便局】

自衛官募集

の募集が次の要領で行なわれます。
一、応募資格 昭和十一年一月二日から昭和十八年一月一日までの間に生れた日本国籍を有する男子。
二、試験科目 Ⅰ 中学校卒業程度の学力について行なう筆記試験。
三、受付期間 昭和三十五年九月一日から同年十月一日まで。
四、採用予定期間 昭和三十六年一月(一部三月及び前年十二月入隊があり)
○細かい事は市民課でおたずねください。

出張徴収

9月29日(木)	宮門	9.00~12.00
	天門	13.00~13.30
	水右	14.00~14.30
	石惣	15.00~15.30
9月30日(金)	堂前	9.00~12.00
	越後島作業所前	13.30~14.30

ご注意

○和田漁民会館前と焼津神社前は9月から廃止となりました。
○したがって順路と時間が変わりました。

今月の納税

国 保 税 九月分



◆ どんな人が加入できるか ◆

抛出国民年金

抛出国国民年金は社会保険の方法をとっています。そして法で定めてある事からあらはまる人は一人残らずこれに加入し保険料を納めていかなければなりません。そして老令になった場合や不幸にして体に障害を受けた場合、或いは生計の中心者が死亡したような場合には、保険料の納付の実績により給付ができる仕組になっています。

も認められています。次にどういう人が強制加入で、どういう人が任意に加入することができるかということをおあげてみました。

強制的に加入しなければならぬ人

一、日本国内に住所を有する二十才以上五十才未満の日本国民で次の事項にあてはまらない人
イ、被用者年金各法(別記※

- の項を参照)の被保険者または組合員
- ロ、被用者年金各法に基く老令年金、退職年金または障害年金の受給権者
- ハ、被用者年金各法に基く老令年金の受給資格期間を満している者
- ニ、被用者年金各法に基く遺族年金の受給権者
- ホ、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基く年金または未婚還者留守家族等援護法に基

- ト、大学(高等学校も含む)の学生
- ※被用者年金とは次のものをいいます。
- ①厚生年金保険法 ②船員保険法 ③恩給法 ④国家公務員共済組合法 ⑤地方公務員の退職年金に関する条例 ⑥市町村職員共済組合法 ⑦私立学校教組等共済組合法 ⑧公共企業体職員共済組合法 ⑨農林漁業団体職員共済組合法 ⑩国会議員互助年金法

任意に加入することができる人

- ①被用者年金各法の適用を受けている人の配偶者
- ②前のニ、ホ、へ、トに該当する人
- ③昭和三十六年四月一日現在で五十才をこえ五十五才をこえない人。つまり明治三十九年四月一日から明治四十四年三月三十一日までの間に生れた人

任意に加入することとが、五十才をこえ五十五才をこえない人で、加入した届出 昭和三十六年四月一日現在で被保険者となる人の被保険者の届け出は十月一日から月末までに届け出ることになっています。なお被保険者となったときや被保険者でなくなったとき、あるいは氏名や住所を変更したときは十四日以内に届け出をしなければなりません。届け出の書類は市役所に備えてあります。

集 特 査 調 勢 国

10月1日現在で実施

きたる十月一日現在で国勢調査が行なわれます。この国勢調査は統計法の定めによつて行なわれる国の基本的な統計調査で、全国の人口の状況を調べ政治や行政のための基礎資料となる統計を作るために行なうものです。第一回の国勢調査は、大正九年に行なわれましたが、その後十年ごとに大規模な調査を行ない、その中間の五年目には簡易な調査を行なってきました。今回の調査は、第九回のもので、しかも大規模調査にあたっては、調査範囲 国勢調査で調査するのは昭和三十五年十月一日に国内に住んでいる人全部です。日本人はもちろん

外国人もすべて調査しますが、外国軍隊の軍人や家族などは調査から除きます。十月一日前後に生まれた人や死んだ人についてはつぎの

今日を知り明日につながる 国勢調査

注意が必要です。

(1)十月一日午前零時までに生まれた人はしらべますが、その後生まれた人はしらべません。

(2)十月一日午前零時以後に死んだ人は、その人の生前の状態をしらべることになります。

なほ同居人や下宿人の方は、それぞれ別の世帯として調査されますから、調査員が訪問した際その旨を伝えて下さい。調査事項 この調査では、つぎのことからについて調査します。

(1)氏名(2)続柄(3)性別(4)生年月日(5)国籍(6)一年前の常住地(7)教育(8)配偶関係(9)出産力(結婚したことのある女子のみ)(10)過去一週間の就業状況など(十五才以上の人のみ)

(11)世帯の種類(12)住居に関する事項(13)家計の収入の種類

調査方法 調査には、世帯ごとに別々の調査票を用います。この調査票を調査日(十月一日)の前に調査員が各世帯にくばりますから、これに世帯主が、前に述べた(1)から(9)までの事項を記入してください。なお記入の際には調査票に書いてある注意事項をよく読んで間違いのないようにしてください。(14)から(13)までの事項

は調査員が後日調査票を集めるときに世帯の人に質問して記入することになっていきます。国勢調査は、統計を作るためにのみ用いられるもので、調査して知ったことを調査員が他にもらしたり、目的以外の資料に用いたりすることを法律でかたく禁じていますので安心してありのままを申告してください。

以上が今度行なわれる国勢調査のあらましですが、お宅に調査員が訪問されましたときには是非ご協力ください。よろしくお願いいたします。

人口話の泉
前回の国勢調査のとき(昭和三十年)日本の人口はいくらでしたか。
答 八千九百二十八万人でした。

世界の総人口をご存知ですか。
答 二十八億五千二百万人です。

日本の人口は世界で何番目ですか。
答 中国、インド、ソ連、アメリカについて五番目です。

日本の人口は一年間にどのくらいふえていますか。
答 昨年一年間に出生は百六十万、死亡は七十万で、九十万人増加しています。

応募資格 静岡県内に常住しているものに限りま。

静岡県

応募方法 1官製ハガキを使用し、数字は算用数字とします。
2一人で何枚応募しても差支えありません。
3答は一枚一件のみとします。
宛先 静岡市追手町 静岡県庁国勢調査実 施本部内国勢調査人口予想係 または静岡新聞社 国勢調査人口予想係
締切日 九月三十日(当日消印のあるものは、有効とします)

賞金 一等 一万円 一名
二等 五千円 二名
三等 二千元 三名

当選者選定方法 人口は静岡県企画調整部統計課の発表による昭和三十五年国勢調査、静岡県人口速報によりま。

人口予想の当選者は次によって選定します。
1 正解者
2 正解者多数の場合には抽せんによって決定します。
3 正解者のない場合は最も近い数字の解答者より順次決定します。

発表 十二月末日までに静岡新聞の紙上をもって発表します。

参考	主権者	静岡県	静岡統計協会	静岡新聞社
25.10.1	2,471,472人(国調)			
30.10.1	2,650,435 (〃)			
31.12.31	2,679,706 (推計)			
32.12.31	2,699,096 (〃)			
33.12.31	2,722,792 (〃)			
34.12.31	2,754,621 (〃)			
35. 4.31	2,764,631 (〃)			

人口予想懸賞募集

応募資格 焼津市に常住しているものに限りま。

応募方法 右記の静岡県の募集要領と同じです。
宛先 焼津市役所庶務課統計係
締切日 九月三十日
賞金 一等 一千元 一名
二等 七百元 二名
三等 五百円 五名

当選者選定方法 右記の静岡県の募集要領と同じです。
発表 一広報やいづ十二月号

号の紙上をもって発表します
主権者 焼津市
参考
25.10.1 30,603人(国調)
30.10.1 67,229 (〃)
31.12.31 68,258 (推計)

32.12.31	70,242 (〃)
33.12.31	71,042 (〃)
34.12.31	72,178 (〃)
35. 7.31	72,240 (〃)



国勢調査

みんなが答えて

よい政治